

第百十九号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の十五の二中「ゴルフ競技として」の下に「、又はその公式の練習のために」を加える。

第三百三十六条の三の次に次の一条を加える。

（現所有者の申告義務）

第三百三十六条の四 現所有者（法第三百八十四条の三に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならぬ。ただし、二以上の現所有者がある場合で、一の現所有者が他の現所有者に係る第一号に掲げる事項の申告をしたときは、当該他の現所有者については、この限りでない。

一 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係

二 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

三 前二号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第三百三十七条第一項中「又は第三百三十六条の二の規定により」を「若しくは第三百三十六条の二の規定により、又は現所有者が前条の規定により、」に改める。

附則第三条の三第一項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項及び第三項において同じ。」に、「この条において同じ」を「この項及び第四項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、同条第三項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「特例基準割合が」を「加算した割合が」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前三項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）及び計算した割合が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第六条の三第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第四十八条の十五の二及び附則第六条の三第二項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日
 - 二 第三百三十六条の三の次に一条を加える改正規定、第三百三十七条第一項の改正規定及び附則第四項の規定 令和三年四月一日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都都税条例（以下「新条例」という。）附則第三条の三第一項から第四項までの規定は、こ

の条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

3 新条例第四十八条の十五の二の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、同日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

4 新条例第三百三十六条の四の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。